

プレスリリース

平成 20 年 10 月 3 日  
農 林 水 産 省

## 国家公務員倫理法違反に関する調査結果について

農林水産省は、事故米穀の不正規流通を受け、全国の食糧関係の全職員に対し国家公務員倫理法に違反する行為が行われていなかったかについて、緊急調査を実施しましたので、お知らせします。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査対象者

(平成 16 年度から現在までに食糧関係部門に在籍していた者(退職者を含む))

地方農政局・農政事務所の食糧関係職員	8, 092 人
本省総合食料局職員	417 人
計	8, 509 人

#### (2) 調査内容

平成 12 年 4 月 1 日の国家公務員倫理法施行後について、同法に違反する行為を行った事実の有無、他の職員が倫理法に違反する行為を行っていた事実の見聞きの有無について、聞き取りにより調査を行いました。

### 2 調査結果

農林水産省の調査の結果、倫理法違反の疑いが思料される行為は、以下のとおりであり、今後、国家公務員倫理審査会と協議していくこととしています。

#### (1) 三笠フーズ(株)との関係

(ア)平成 17 年に、A 農政事務所(三笠フーズ(株)の本社・工場の所在地ではない)が行った事故米穀売渡しの見積合せの際に、当時の管理職(平成 18 年 3 月に退職)及び専門官は、三笠フーズ(株)の社長が手土産(菓子)を置いて行ったのを認識していたが、返さなかった。

(イ)平成 17 年から 18 年の間に 2 回、大阪農政事務所の当時の課長(平成 18 年 3 月に退職)が、三笠フーズ(株)の社長及びその社員と自己の費用を負担することなく、居酒屋で飲食した(三笠フーズ(株)からの聞き取りによれば、2 回とも、3 人で 1 万円程度)。

三笠フーズ(株)以外の事故米穀買受業者との関係における倫理法違反の疑いは、確認されませんでした。

(2) その他との関係

- (ア)平成13年に1回、当時の食糧庁専門官が団体役員(米小売関係)と自己の費用を負担することなく居酒屋で飲食した(本人からの聞き取りによれば、1人5千円程度)。
- (イ)平成14年に1回、当時の食糧庁課長補佐が団体役員(米小売関係)と居酒屋で割り勘で飲食した(本人からの聞き取りによれば、2人で3千円程度。平成17年3月以前は、割り勘であっても、許可を得ることなく利害関係者と共に飲食することは禁じられていた)。
- (ウ)平成17年と18年の各年1回、B農政事務所の管理職(平成17年1人、平成18年2人)が団体(倉庫関係)主催の立食パーティー(30数名出席)に出席した帰りに手土産をもらった(当該団体からの聞き取りによれば、ハム1本3千5百円程度)。
- (エ)平成17、18、19、20年の各年1回、C農政事務所の職員(平成17年は当時の管理職(平成19年3月退職)及び課長補佐(平成20年3月退職)、平成18年は当時の管理職(平成20年3月退職)及び課長補佐、平成19年は当時の管理職及び課長補佐、平成20年は当時の管理職及び課長補佐)が団体(倉庫関係)主催の新年懇親会(20数名参加の着席形式)に、自己の費用を負担することなく出席し飲食した(当該団体からの聞き取りによれば、1人1回9千円程度)。

3 今後の対応

国家公務員倫理法上、「国家公務員倫理法に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない」とされ、また、「国家公務員倫理法に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の承認を得なければならない」とされています。

農林水産省としては、今回の調査結果を審査会に報告し、法令に則り、審査会と協議を行い、厳正に対処していくこととしています。

お問い合わせ先

総合食料局総務課

担当者：石田

代表：03-3502-8111（内線 4004）

ダイヤルイン：03-3502-7521

総合食料局総務課

担当者：黒田

代表：03-3502-8111（内線 4012）

ダイヤルイン：03-6744-2054